

第173回臨時国会成立法案

会期：平成21年10月26日～12月4日

政府提出

中小企業等金融円滑化法

中小企業等金融円滑化法は、自力再生できそうな中小企業や住宅ローン利用者からの申し出があった場合、銀行などの金融機関に対し、返済猶予や金利減免、返済期限の延長、債権放棄など、貸し付け条件の変更や借り換えにできる限り柔軟応じるよう「努力義務」を課すことが柱です。また、金融機関には条件変更した件数や金額を3か月に1回開示・報告するよう義務付けるとともに、虚偽報告への罰則も設けています。2011年3月末までの時限立法。2009年11月30日に成立、12月4日に施行されています。

郵政株式売却凍結法

郵政株式売却凍結法は、日本郵政グループ3社（持ち株会社の日本郵政、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険）の株式売却を凍結するのが目的です。

小泉政権時代に成立した郵政民営化関連法では、政府が100%の株式を保有する持ち株会社の日本郵政について、2017年9月末までに3分の1超を残して売却し、傘下のゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の金融2社については全株を売却すると定めていました。また、保養・宿泊施設「かんぽの宿」についても、2012年9月末までに廃止・売却することが決められていました。

凍結法は、日本郵政グループの組織体制の再編案など郵政民営化見直しの内容が固まるまで、日本郵政グループの株式処分を停止するとともに、赤字運営が続く「かんぽの宿」などについても譲渡を当面停止することが盛り込まれました。

新型インフルエンザワクチン被害救済特別措置法

新型インフルエンザワクチン被害救済特別措置法は、ワクチン接種に伴う副作用被害が生じた場合の公的補償制度を設けることが柱となっています。

特措法には、新型インフルエンザのワクチン接種で健康被害が生じた場合、医療費や遺族一時金、障害児養育年金、障害年金などを給付することが規定されています。その金額については、予防接種法の2類疾病（65歳以上を対象とする季節性インフルエンザワクチン）の定期接種で健康被害が出た場合に準じたものとなります。また、輸入ワクチンで被害が出た場合、政府が海外の製造メーカー側の訴訟費用や損害賠償金などを肩代わりすることも盛り込まれています。

なお、健康被害の救済措置は法施行前の予防接種についても遡って適用されます。

議員立法

肝炎対策基本法

全国に約350万人いるとされるB型、C型肝炎患者すべての救済を目的とする肝炎対策基本法が成立しました。

基本法は、すべての肝炎患者救済を目的として、国と地方自治体などの責任を明確にし、患者・感染者への経済的支援や専門医の育成などの総合対策を求める内容です。国と地方自治体に対して、肝炎患者の経済的負担の軽減措置や地域の特性にあった肝炎対策の推進、治療レベルを全国で均一にする対策を講じることなどを定めるとともに、厚生労働大臣には、（1）予防（2）検査の実施体制と能力の向上（3）医療提供体制の確保（4）調査と研究の基本指針を策定し、その際、患者代表などから任命される対策推進協議会の意見を聴くよう求めています。また、前文には、血液製剤による薬害C型肝炎事件や集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大など過去の薬害肝炎事件に関する国の責任も明記しています。2010年1月1日から施行されます。

原爆症救済法

原爆症認定集団訴訟で敗訴した原告を救済するための基金創設法が成立しました。

法律は、新設される被爆者支援の法人に、基金として政府が支援事業の費用を一部補助する形で約3億円を拠出するほか、一般からも寄付を募り、敗訴原告らの救済に充てるものです。2010年4月1日に施行されます。

原爆症認定をめぐるのは、申請を却下された被爆者約300名が03年以降、全国17地裁に提訴し09年8月までに国側が19回連続で敗訴していました。裁判が長期化し、原告が高齢化するなかで、裁判を早期に終わらせ原告の救済を図るため、前政権下で政府と被爆者側は8月6日、全面解決に向けた確認書に署名。これを受けて議員立法による救済法案が今国会に提出されました。

継続中の訴訟は一審判決まで続け、原告が勝訴すれば、政府は控訴せず原爆症と認定し、原告が敗訴したら基金で救済し、訴訟を取り下げる仕組みです。法案上明記されていない用途については、基金を運営する法人に委ねる形で、原爆症と認定されなかった敗訴原告に主に基金を分配します。

08年4月の認定基準緩和後、248名が原爆症と認定され、対象になる敗訴原告は現在15名ですが、現在も続く裁判の原告で敗訴が見込まれる人もいて、最終的に30名程度になる可能性があります。

この法律が成立することにより、原告約300名の全員救済に向けた条件が整うこととなります。